

へき地診療所等オンライン診療実証モデル事業 委託仕様書

1 委託業務名

へき地診療所等オンライン診療実証モデル事業

2 業務目的

本県内のへき地診療所では、医師の高齢化が進んでおり、一部地域において、その存続が危機的な状況にある。へき地診療所の医師が確保できない場合、へき地医療拠点病院からの派遣により対応することとなるが、へき地医療拠点病院の医師を十分確保することも困難な状況である。

さらに、令和6年4月1日からは医師の時間外労働の上限規制が適用された。医師を派遣する病院は暫定的に1,860時間まで上限を引き上げることができるが、令和17年度末には960時間まで縮減する必要がある。

以上のことから、へき地診療所派遣に代替する手段として、オンライン診療の活用に向けた地域実証モデル事業（以下、「モデル事業」という。）を実施し、そのノウハウを各へき地医療拠点病院に展開することで、各病院におけるオンライン診療の実施に向けた後方支援を行う。

3 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務内容

(1) へき地等を対象にしたオンライン診療導入に向けたコーディネート

必要に応じ市町・医療機関等と連携し、以下の業務を行うこと。

①モデル事業実施地域の選定等

「2 業務目的」を達するために、兵庫県保健医療計画に定める医師確保対策重点推進圏域（北播磨、播磨姫路、但馬、丹波、淡路）のうち、市町や医療機関等の協力が得やすく、適正にモデル事業が実施できる地域を選定すること。

モデル事業は2カ所で実施することとし、1カ所は医療MaaS(※)、1カ所は公民館や診療所等によるオンライン診療とすること。なお、2カ所は県内の異なる市町で実施することが望ましいが、同一市町内で実施しても差し支えない。

※医療MaaSとは、オンライン診療に対応可能な情報通信機器、検査機器、車椅子等の患者に対応可能な昇降リフト付きの専用車両を指す。

②モデル事業参加の市町・医療機関等への意向調査

モデル事業に協力する市町・医療機関等にヒアリングを行い、診療実態・地域医療課題の把握、想定されるオンライン診療の導入パターンの確認、対象疾患や患者の選定を行うこと。

③導入計画・スケジュール作成支援

上記②の意向調査に基づき、オンライン診療モデル事業に関する実施計画・スケジュールを作成すること。

④関係者への事前説明

モデル事業に参加する市町・医療機関等の関係者（特に医師、看護師等のモデル事業協力者）に実施計画・スケジュール等を説明すること。必要に応じて住民や地元医師会への説明にも対応すること。

⑤関連機器の手配・調達、人員の確保及び操作研修等

オンライン診療を実施するための関連機器等（医療MaaS用車両含む）の手配・調達、通信環境の確保等を行うこと。

医師や看護師など、モデル事業の実施に必要な人員の確保や連絡調整、その他の必要な業務を行うこと。

DtoPwithN形式を基本として、必要に応じて機器の扱いに精通した看護師等の配置にも対応すること。

⑥オンライン診療マニュアルの作成、患者選定・同意取得

医師、看護師等のモデル事業協力者向けにオンライン診療を行うマニュアル（手順書）を作成し、マニュアル内容の説明を行うこと。

モデル事業に協力いただく患者を選定し、事業説明・同意取得を行うこと。

⑦オンライン診療実施前の試験・リハーサル

最初のオンライン診療を実施する前に医療機関等と連携し、試験・リハーサルを実施すること。

モデル事業期間中は医師、看護師等のモデル事業協力者からの相談等に対応すること。

⑧モデル事業後の評価、実装に向けたスキームの提案

医師、看護師、患者等のモデル事業協力者に対するアンケートを通じて、モデル事業の評価・分析を行うこと。

実装可能なモデル事業となるよう、診療のほか、支払いや薬剤の処方まで見据えた運用スキームの提案や収支計画の策定を行うこと。

(2) へき地診療所等を対象にしたオンライン診療制度及び実証結果展開の協力

県が市町及び医療機関等を対象に制度説明やモデル事業の発表会等を開催する際には、講師の依頼・紹介やモデル事業発表支援など県の協力要請に応じること。

(3) その他

予算の範囲内で事業の目的をより効果的に達成するために、事業者が独自で提案する事業があれば、県を含む関係者と調整を行い適切に実施すること。

(4) 実施報告書の提出

事業終了後、速やかに以下についての記載を含む実施報告書を提出すること（様式は問わない）。

- ① (1)～(3)の事業を通じたオンライン診療導入に係る課題と分析
- ② モデル事業参加市町及び医療機関等関係者の意見

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について以下のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・個人情報扱う場合は、取扱責任者・事務従事者等の管理体制を明確にすること。
- ・本業務に関する実施体制表を作成すること。
- ・オンライン診療に関する知識、技術、情報収集力、分析力を有するスタッフを配置すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり受託者が第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、県が定める個人情報の保護に関する条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に連絡し協議を行うこと。

7 業務実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルにより選定された事業者と県で事業内容を改めて協議し、契約を締結する。協議の結果、事業の目的を達成するために、委託者の指示により契約締結時の仕様書に内容の追加、変更を行うことがある。

- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、業務の全て又は一部を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を当該業務に関連する県に提出し、当該県の書面による承認を得た場合は、当該県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は全ての責任を負うものとする。
- (4) この業務で得られた著作物等の成果等については、発注者に帰属するものであること。
- (5) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、本県と協議し、その指示に従うこと。